

令和3年11月30日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分取消しを求めるといことである。

第2 事案の概要(再審査請求に至る経緯)

本件記録によると、請求人が本件再審査請求に至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、令和○年○月○日(受付)、平成○年○月の期間(以下「本件対象期間」という。)について、国民年金法(以下「国年法」という。)附則第9条の4の11に基づき後記「理由」欄第1の1記載の特定事由により国民年金保険料を追納することができなくなったと認められる期間に該当するとして、本件対象期間に係る国民年金保険料の納付の承認を求め、日本年金機構(以下「機構」という。)に対し、国民年金特定事由等該当申出書を提出した(以下「本件特定事由申出」という。)
- 2 機構は、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、「関連資料及び周辺事情について、調査・収集を行ったうえ、総合的に審査した結果、事務処理誤りの事実が確認できないため。」という理由で、本件特定事由申出を不承認とする旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 本件は、請求人が、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした事案である。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

- 1 国年法附則第9条の4の11第1項ないし第3項には、被保険者又は被保険者であった者は、特定事由(国年法その他の政令で定める法令の規定に基づいて行われるべき事務の処理が行われなかったこと又はその処理が著しく不当であることをいう。以下同じ。)により、保険料を追納することができなくなったと認められる期間を有するときは、厚生労働大臣にその旨の申出をすることができ、厚生労働大臣はその申出に理由があると認めるときは、その申出を承認し、この承認を受けた者は、当該期間の各月の保険料に相当する額の保険料を納付することができるものとするが規定されている。  
また、国年法第109条の4第1項第37の4号には、上記規定に関する申出の受理及び承認の権限に係る事務は、機構が行うと規定されている。
- 2 特定事由に係る申出等に係る承認基準について、国民年金法施行規則第73条には、当該特定事由に係る申出等に係る事実が社会通念に照らし不合理でなく、疎明されたことと認められることとされ、疎明されたことの認定については、機構は、①特定事由に係る申出等に係る事実について、特定事由に係る申出等を行った者から提出された資料、機構等が保有する資料又は国民年金原簿により確認できる場合、②特定事由に係る申出等に係る事実について、当該特定事由に係る申出等に係る事実があったことを推測するに足りる関連資料が存在し、かつ、機構において当該関連資料に反する事実を明らかにすることができない場合のいずれかに該当する場合に、特定事由に係る申出等に理由があると認める判断に資する周辺事情が存在するときは、当該事情を勘案して認定を行うと規定されている。
- 3 本件の場合、請求人は、本件特定事由申出について不承認とした原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、原処分が、上記法令の規定に照らして、適法かつ妥当と認められるかどうか

ということである。

## 第2 審査会の判断

1 本件記録によると、次の各事実が認められる。

(1) 請求人の本件特定事由申出は次のとおりである。

請求人は、申出の理由や経緯などについて、「通知が届いたのが12月27日で支払いの期限が過ぎたのでできないと言われた。営業が12月27日でおわるのに手続きのしようがないにもかかわらず、一方的にできないと電話で伝えられた為。後納用の書類を提出する必要がある期間も考えずに通知を送ってきている。」とし、申出期間については本件対象期間であるとしている。

(2) 機構〇〇年金事務所長は、意見書の経緯の項に「令和〇年1月〇日 お客様は過去10年の間に追納のお申込みをしていなかったことから納付書作成のためには追納のお申出をしていただくことが必要であった。平成〇年12月分の追納保険料は納付期限の令和〇年12月31日を経過すると時効となり、追納のお申出をいただくこともできない。令和〇年1月〇日、お客様が〇〇年金事務所にご来所され、平成〇年12月分保険料の追納を希望された。既に、追納保険料の納付期限を経過していたことから、追納のお申出をいただくことができない旨を国民年金課職員がご説明した。しかしながら、お客様のご納得はいただけず、〇〇事務センターから追納の案内が令和〇年12月27日に届いたが、年内の年金事務所の営業が終了してしまっていたため、納付猶予承認期間であった平成〇年12月分保険料の追納機会を逸してしまった、として、国民年金特定事由等該当届書のお申出を行われた。…」、原因の項に「…〇〇事務センターからの追納の案内がお客様のお手元に届くのが遅く、機構の年末年始の休みにかかってしまったため年金事務所にて追納のお申出ができなかったこと。」

年金事務所の意見の項に「令和〇年1月〇日、〇〇年金事務所職員が〇〇事務センターに電話確認したところ、追納の案内の発送は令和〇年12月18日であった。お客様は、お客様に落ち度がなく平成〇年12月分保険料の追納が出来なかったため追納のお申出と納付を認めて欲しいとおっしゃっているが、〇〇事務センターの所在する〇〇区とお客様の住まいの〇〇区は同じ〇内間であることから郵便物到達までに長時間かかることは考え難い。ただし、令和〇年〇月〇日、国民年金課長が郵便事業者を確認したところ普通郵便での発送であるため何日に郵便事業者がお客様に配達したかや郵便遅延等の確認はできないとのこと。お客様は令和〇年〇月〇日同日に平成〇年〇月分から〇年〇月分の追納のお申出をされ、令和〇年〇月〇日に納付されており、過去に後納期間について特定事由等該当申出をされていることから強い納付意思を感じられる。お客様のご希望に添えないことは、当所にとっても残念であるが、その原因が〇〇事務センターの追納のご案内発送日にあったわけではなく、普通郵便であるため配達日の確認がとれないことから郵便事業者に落ち度があったためとも言えない。」と回答している。

2 請求人は、請求人に対し、〇〇年金事務所から請求人宛ての「国民年金保険料追納のご案内」と題する通知（以下「本件通知」という。）が郵送されたのは令和〇年12月27日であると主張するが、本件記録によれば、本件通知を含む同種の通知が日本年金機構〇〇事務センターから〇〇内の被保険者に対して発送されたのは、同年12月19日（〇曜日）であることが認められるから、郵便事務の実情からみて、本件通知は同月23日（〇曜日）頃には請求人に送付されたものと推認される。そして、本件通知のような保険料追納の勧奨は、保険者がサービスとして行っているものであって、法令上

義務付けられたものではない。これらの事情に照らすと、本件通知が同月19日に至って発送されたことが、請求人において追納することができなかつたことに影響したとしても、これをもって特定事由に該当すると認めることはできない。したがって、請求人の本件特定事由申出に理由があると認めることはできない。

- 3 よって、原処分は妥当であり、本件再審査請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり裁決する。